

第1章 総則

計画の目的

- 大規模災害が発生した場合、県と連携し国や他の地方公共団体、防災関係機関等から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制を整備し、迅速かつ効果的な被災者支援を実施。

計画の位置づけ

- 市地域防災計画を具体化する計画。
- 市業務継続計画の非常時優先業務に受援を受入れる計画。

適用範囲

- 市内で震度6弱以上の地震もしくは、大規模な洪水等の災害が発生し、災害対策本部長が必要と判断したときに適用。
- 災害発生後から想定される業務のうち、約1ヶ月間の受援を対象。

受援対象業務

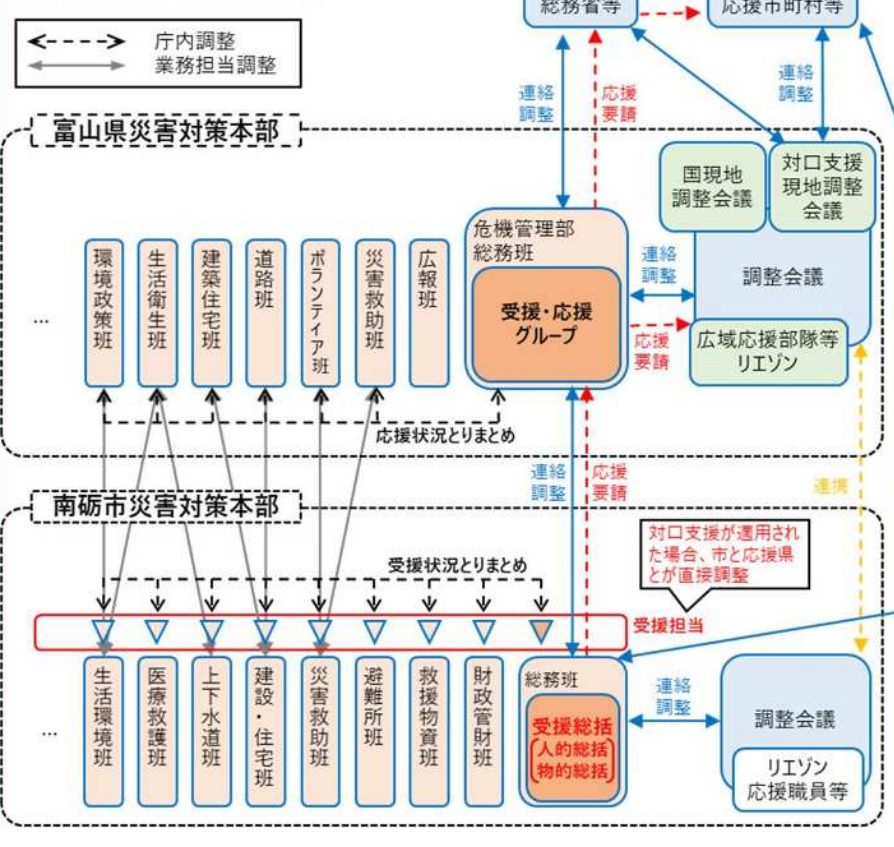
- 市の行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるための人的・物的支援のほか、国等による定型化された応援等を対象。

平常時からの取組及び計画の見直し

- 計画の実効性を高めるため、受援の内容を訓練等で検証し、訓練を踏まえた課題の改善等、計画の見直しを継続的に実施。

第2章 受援体制

【受援・応援の全体イメージ】



受援組織

- 市災害対策本部内に、受援に関する総合調整・とりまとめ業務を行う「受援総括」を設置し、各班に「受援担当」を選任することで受援に関する業務を処理。
- 受援総括は、総務班所属の職員等で構成。責任者は総務課長。総務班の各係で「受援の全体的な総括」、「人的支援の総括」、「物的支援の総括」を行う。
- 応援を受入れる各班の受援担当は、「責任者」と「担当者」で構成。責任者は各班の課長級職員、担当者は係長級職員を選任。

第3章 人的支援の受入れ

人的支援の全体像

- 国や県、他の地方公共団体、民間団体、ボランティア等により実施される人的支援を円滑に受け入れるため、全体像を整理。

広域応援部隊の受入れ

- 自衛隊、消防庁、警察庁、国土交通省等から派遣される広域応援部隊が迅速に活動が行えるよう活動拠点のリストアップ等、受入れ体制を準備。
- 被害状況を踏まえ、県や広域応援部隊等から派遣された現地情報連絡員（リエゾン）と調整を図りながら、活動拠点を決定。

保健医療活動チームの受入れ

- 保健医療ニーズの増大に備えて、医療救護所を設置し、関係団体に協力を求め、医療の提供体制を確保。

福祉・介護職員等の受入れ

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のニーズを整理し、福祉・介護職員等の派遣を要請。

自治体職員等の受入れ

- 被害が甚大で大量の応援職員の確保が必要な場合は、積極的に被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援を活用。
- 特に災害時に発生する新たな業務（避難所運営、住家被害認定調査、罹災証明発行等）について、受入れ体制を整備。

応急危険度判定に係る受入れ

- 被害想定等により、応急危険度判定業務に必要な判定士数を算出し、判定士を円滑に受け入れ、判定体制を構築。

災害救援ボランティアの受入れ

- 市社会福祉協議会と連携して、市災害救助ボランティアセンターを設置し、全国から様々な分野のボランティアの受け入れ体制を整備。

廃棄物処理に係る受入れ

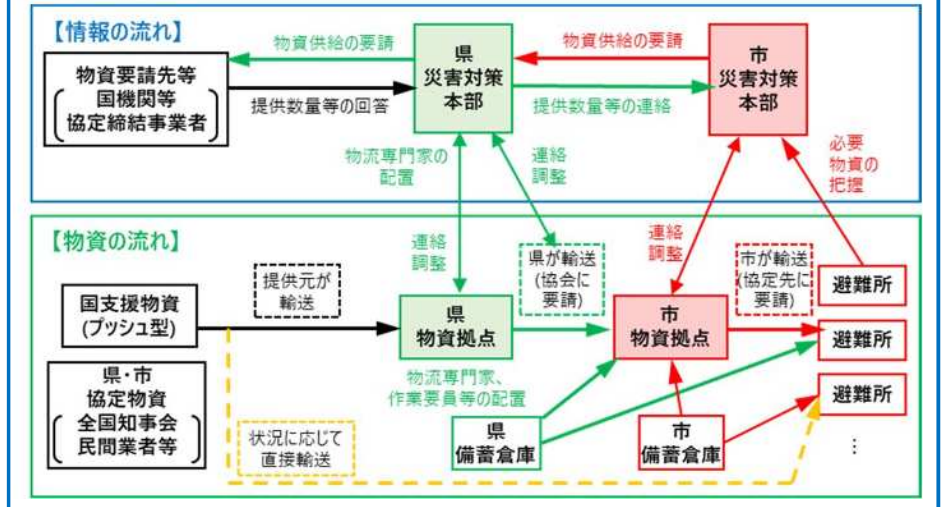
- 大規模災害時に想定される仮設トイレ等のし尿や避難所等の生活ごみ、災害廃棄物の処理体制を全国からの支援を受け入れて整備。

第4章 物的支援の受入れ

物的支援の全体像

- 災害発生時、まずは市の備蓄物資を供給し、不足する場合には、県の備蓄物資や市の協定する民間事業者等へ支援を要請。
- 大規模災害時は、市の要請を待たない国プッシュ型の支援物資を受け入れ。

【物的支援の枠組みと流れ】



物的支援担当の設置及び構成

- 市物資拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うため、市災害対策本部内に「物的支援総括」を設置。

市物資拠点候補施設のリストアップ

- 市物資拠点の候補施設をあらかじめリストアップし、設備や運営ノウハウ等の理由から民間施設の活用を優先的に検討。

市物資拠点の選定・開設・運営

- 民間物流事業者や物流専門家等と連携し、支援物資の規模や輸送全体を踏まえ、迅速に開設ができる施設を選定。
- 公的施設を使用する場合であっても物流専門家等と連携し、拠点運営に適した人員や資機材等を検討し開設。
- 支援物資に係る情報を一元的に管理し、本部との情報共有と関係機関との連携を図る。

第5章 その他の受援

緊急輸送ルート確保

- 物資等の円滑な輸送のため、陸・海・空の緊急輸送ルート確保。
- 全国から派遣される各機関のヘリコプターの運用について調整。

燃料・電力・ガスの供給

- 本庁舎や避難所等の重要施設の業務継続に必要な燃料を確保するため、県と連携して団体や事業者等への要請を実施。